

住田町人口ビジョン・総合戦略・総合計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく住田町人口ビジョン及び住田町総合戦略並びに住田町総合計画を策定、推進するため住田町人口ビジョン・総合戦略・総合計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第1の目的を遂行するため、次に掲げる事項について検討し推進するものとする。

- (1) 住田町人口ビジョンに関すること。
- (2) 住田町総合戦略に関すること。
- (3) 住田町総合計画に関すること。
- (4) その他町長又は委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に規定にかかわらず、町長は、必要があると認めたときは、2年以内の期間を定めて委嘱することができる。

3 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、第5条第2項の委員長の互選前に行われる会議に限り町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画担当課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部を改正し平成29年11月22日から施行する。